

静岡県告示第297号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

ついては、同法第7条第2項において準用する第6条第5項の規定により告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

| 市町 | 農業振興地域の区域 |
|-----|---|
| 島田市 | 平成23年静岡県告示第434号により指定した農業振興地域の区域から、次の図面の赤色部分（78.1ha）を除いた区域 |

（「次の図面」は、省略し、その図面を静岡県交通基盤部農地局農地利用課及び静岡県志太榛原農林事務所
所に備え置いて縦覧に供する。）